

事業実施の背景

○学校のみでは対応が難しいケースの増加

- ・相談・苦情の複雑化・過剰化や、教育委員会への直接連絡の増加により、学校側が問題点を指摘・解消しにくい状況が生じている。
- ・過剰な苦情対応は長時間労働や精神的負担の増大につながり、働き方改革の観点からも課題となっている。

○専門家（主に弁護士）との連携課題

- ・専門的助言を活用するための支援体制の不足により、具体的な支援・調整を担うコーディネーター（Co）的役割への期待が高まっている。

取組概要

1. 相談業務：「学校問題解決支援Co」を配置し、学校・教育委員会・保護者等からの相談窓口として対応。
：必要に応じて弁護士、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）などの専門家につなぐ。
2. 巡回相談・研修会の開催：Co等が市町村教育委員会や学校を訪問するアウトリーチ型巡回相談を実施。
：教職員等を対象とした研修会を定期的に開催。

本事業の効果検証に用いた成果指標

- 教職員の負担軽減・・・Coによる相談受付や専門家との連携により、精神的・時間的負担を軽減し、本務に専念できる時間を確保する。
- 問題の早期解決・・・Coによる問題分析・解決策の提示、弁護士による法的助言を通じて、問題の早期解決を図る。
- 学校と保護者等の信頼関係構築・・・相互理解を深め、法的トラブルへの発展を未然に防ぐ助言により、学校と保護者等の信頼関係を構築する。
- 学校と関係機関との連携強化・・・教育委員会等の関係機関との連携を強化し、相談者が必要な支援を円滑に受けられる体制を整える。

本事業を実施したことによる成果及び課題

<成果>

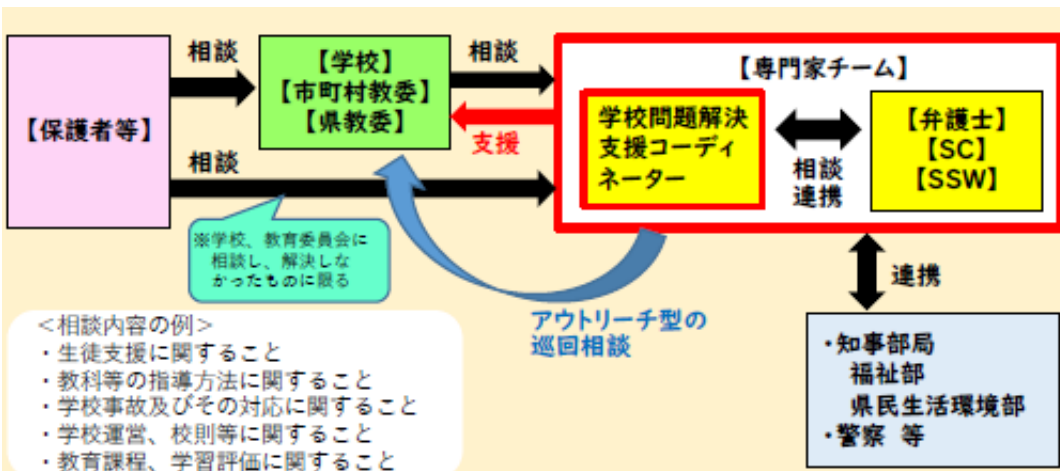
1. 教職員の負担軽減・・・弁護士や巡回相談による専門的助言により精神的・時間的負担が軽減し、本務に集中しやすい環境が整った。
2. 問題の早期解決・・・Coの分析と弁護士の法的助言により、学校現場の問題が早期に解決へ向かいやすくなった。
3. 学校と保護者等の信頼関係構築・・・粘り強い傾聴と助言により保護者の行動変容が促され、信頼関係の改善につながった。
4. 学校と関係機関との連携強化・・・教育委員会・警察等へ適切につなぎ、必要な支援を受けられるよう調整する役割を果たした。

<課題>

1. 支援事業の周知とアクセス向上・・・支援内容の認知度を高め、教職員が迷わず相談できるよう周知を徹底する必要がある。
2. 相談体制の充実・・・教職員が迅速に相談できるよう、窓口体制の強化や相談手段の多様化が求められる。
3. 行政組織間および広域連携の強化・・・庁内各課や市町村と連携し、広域的な支援体制を整備することが課題である。
4. 巡回相談と専門人材の配置・・・巡回相談の強化や専門人材の配置により未然防止と早期対応が可能な支援体制を構築する必要がある。
5. 教育委員会・教職員の資質向上・・・実践的研修を充実させ、外部連携やリスク対応を含む課題解決能力の向上が求められる。

茨城県

事業実施体制図



学校問題解決支援コーディネーターによる支援

【相談の受付】

- ・児童生徒にとって何が大切かを第一に考え、公平・中立の立場で相談を受け付ける。
- ・相談内容から事実関係等を整理し、よりよい解決のための助言等を行う。

【専門的な視点からの支援】

- ・必要に応じて専門家と連携し、学校問題解決支援コーディネーターが回答する。

今後の展望

(1) アウトリーチ型支援とネットワーク強化

- ・要請待ちからアウトリーチ型巡回相談への転換。
- ・小規模自治体や全校種を含む広域的ネットワークの構築。
- ・教育庁内における連携強化や県による広域的な支援体制の充実

(2) 相談体制の充実 (Co機能の拡充と専門家連携の深化)

- ・窓口電話の機能充実 (メッセージや録音機能)
- ・Coの増員や配置の見直し。
- ・専門家チームによる重層的支援を通じた学校現場の負担軽減と組織的対応力の向上。

(3) 研修の充実と知見の蓄積

- ・事例集・対応マニュアルの作成・周知、知見の蓄積などにより、教育委員会・教職員全体のスキル向上と予防的アプローチを強化。

(4) 相談窓口の周知とアクセス改善

- ・ホームページや管理職向け研修等を活用し、相談窓口の認知度をさらに高める。

(5) 市町村教育委員会との連携強化

- ・各市町村教育委員会の相談窓口の設置状況を把握し、連携体制を構築する。

<問合せ先>

- ・茨城県教育庁学校教育部教育改革課 (人事制度改革G) TEL (029) 301-5399
- ・相談窓口案内URL <https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/about/inquiry/problem-support/>

京都府

事業実施の背景

学校への相談や要望は内容が多様化し、学校のみでは対応が困難な事案が増加している。また、市町教育委員会の体制や対応状況には差があり、行政として相談対応を支援する体制整備が求められている。このため、学校・市町・専門家が連携できる仕組みを構築し、相談の早期対応と負担軽減を図る必要がある。

取組概要

学校問題解決支援チームを中心に、府立学校・市町教育委員会からの相談に対して、コーディネーターが課題整理や初期助言を行った。必要に応じて、スクールロイヤー・心理・福祉等の専門家と連携し、適切な助言を実施した。また、府庁内関係課と相談内容を共有し、事案に応じた支援や調整を行う体制を整備した。

本事業の効果検証に用いた成果指標

- ・相談支援体制の充実（相談の受け止め・初期対応の状況）
- ・研修会の実施（参加状況・理解度）
- ・巡回相談会（代替取組を含む）の実施
- ・専門家派遣の活用状況
- ・効果検証の実施（アンケート・事例集配布）
- ・学校の指導力・対応力の向上

これらの指標をもとに、相談記録や訪問での意見を踏まえて事業の効果を検証した。

本事業を実施したことによる成果及び課題

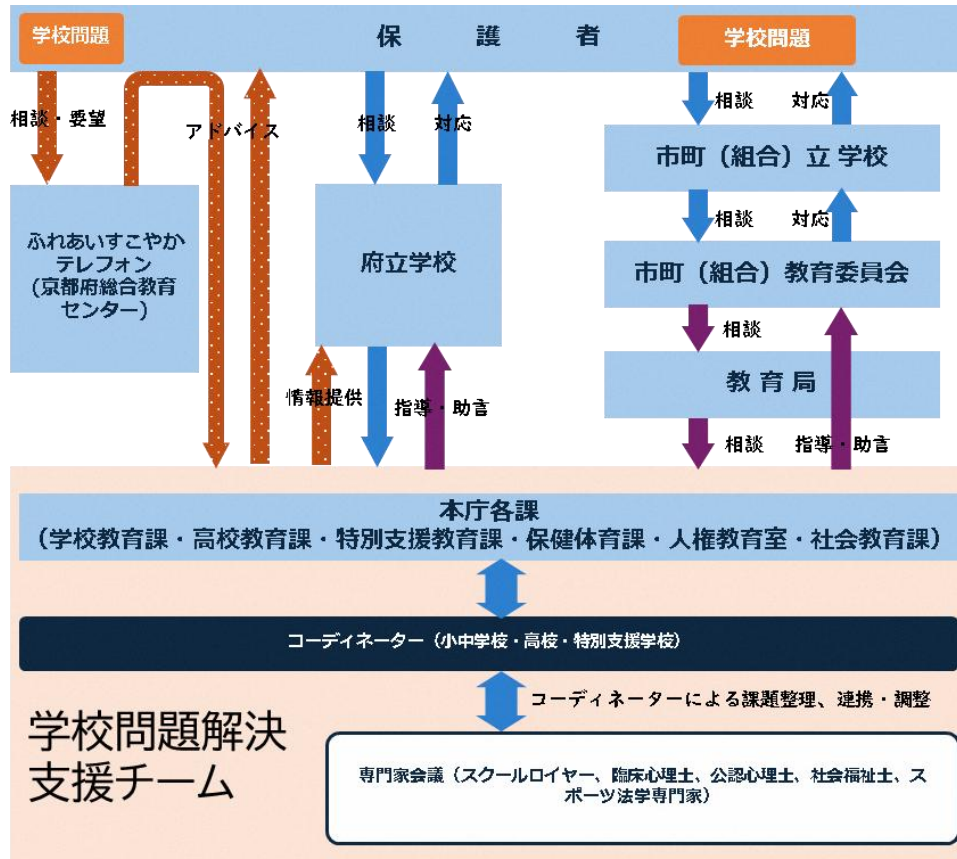
【総括】 学校問題解決支援チーム及びコーディネーターを中心に相談対応体制の整備を進め、**初期対応の円滑化や専門的助言の活用など一定の成果**を得た。

【成果】 ①**相談支援体制の充実**：事案整理により初期対応が円滑化。②**研修会の実施**：研修を通じ学校・教委の対応力が向上。③**巡回相談（代替）**：訪問型対応により市町の状況把握・関係構築を実施。④**専門家派遣**：専門家助言により困難事案への対応が可能に。⑤**効果検証**：相談記録等を踏まえ事業効果を確認。⑥**学校の指導力・対応力向上**：学校が安心して対応できる環境整備に寄与。

【課題】 市町教育委員会ごとに相談体制や情報整理の方法が異なっており、その実情を踏まえた対応が今後の課題である。

京都府

事業実施体制図



重大事案

発生時は、学校問題解決支援チームへ連絡
⇒ 学校問題解決支援チームから市町(組合)教育委員会等及び府立学校へチーム派遣

今後の展望

令和8年度は、相談のしやすさやつながりをさらに高め、支援の一貫性の確保を通じて、府全体で“迷わせない”“抱え込ませない”相談支援体制の確立を目指す。

【相談支援体制の明確化・標準化】

相談の流れやつながり方を整理し、学校・市町が相談しやすい環境を整える。

【相談情報の一元化】相談情報の整理・共有を進め、課題把握や支援に活用する。

【専門家連携】専門家と連携した助言体制を維持し、必要に応じた支援につなげる。

【初期対応力向上・負担軽減】初期対応を支える助言や情報提供により、学校の負担軽減を図る。

【市町への情報提供】相談体制や取組内容について、市町への情報共有を継続する。

問合せ先 京都府教育庁指導部学校教育課 (小中学校) 075-414-5831

高校教育課 (府立高等学校及び特別支援学校) 075-414-5846

取組 京都府総合教育センターHP (教育相談: <https://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/cms/?p=104>)



山口県

事業実施の背景

- いじめ・不登校の件数や学校・教職員等への苦情が増加傾向にあり、学校だけでは解決が難しい事案が急増している。
- 体罰や学校事故も発生しており、学校と保護者間のトラブルに第三者として教育委員会が介入するケースもある。
- 県教委で専門家（FRアドバイザー：SC・SSW・スクールロイヤーなど）による支援体制はあるが、十分に機能していない。

取組概要

- 県教委内に学校問題解決支援コーディネーター（管理職OB）を配置し、学校や保護者等からの相談を一元的に受付。
- コーディネーターが相談内容を整理し、適切な専門家（FRアドバイザー等）につなぐ。
- 県立学校管理職または市町教育委員会からの相談窓口として、「直通電話」及び「24時間受付の申込フォーム」を設置。
- 「保護者とのよりよい関係づくり」や「発達支持的生徒指導」に関するリーフレットを活用した保護者対応力等の向上（トラブル未然防止）。

本事業の効果検証に用いた成果指標

① 問題解決時間の短縮

- ・ 時間外在校等時間の削減、教育行政相談室等への相談・苦情件数の減少

② 教職員の対応力強化・精神的負担軽減

- ・ リーフレットや研修動画を活用した研修実施100%
- ・ FRアドバイザーが授業づくり研修に参画、「発達支持的生徒指導」の浸透

③ いじめ重大事態・不登校数の抑制

- ・ 重大事態発生件数・不登校児童生徒数の減少

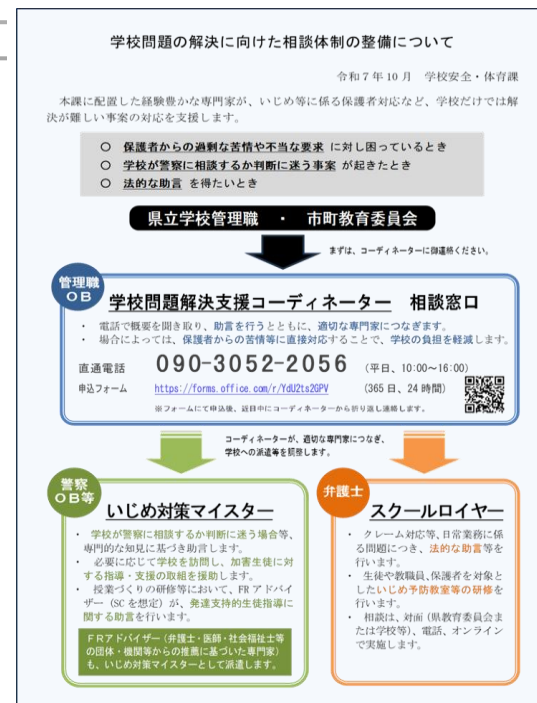
本事業を実施したことによる成果及び課題

【成果】

1. 相談・苦情件数が減少
2. 教職員の精神的負担軽減
3. 教職員の対応力向上
4. いじめ重大事態の抑制

【課題】

1. 事業の周知不足
2. 保護者への窓口周知の扱い
3. 市町教育委員会の役割認識のばらつき
4. 専門家連携のさらなる迅速化





徳島県

事業実施の背景

- 学校に対する保護者等からの要求等が増加しており、学校だけでは解決困難な事案に対して、これまでの県独自の事業を統括し、学校や保護者等からの直接相談を受け、解決策の整理・提示や派遣する専門家の日程調整を行う窓口の設置が急務となっている。相談ごとに別の弁護士が対応することが多く、弁護士と学校や教育委員会との間での継続した支援が難しいため、**学校の管理職が直接弁護士に相談できるスクールロイヤーによるアウトリーチ型支援のシステム構築が求められている。**

取組概要

- 学校問題解決支援コーディネーターとして学校管理職経験者1名、**県警察少年補導職員**2名を常勤配置し、相談窓口の業務を担う。学校だけでは解決できない困難な問題に対して、学校問題解決支援コーディネーターで対応方針を作成し、課内で協議をする。**問題解決に応じた専門家を編成、招集し、解決に向けて積極的な支援をする。**
- **同じスクールロイヤーが同一校に継続的な支援を行うアウトリーチ型支援のシステムを推進する。**

本事業の効果検証に用いた成果指標

- 専門的な知識と豊富な経験を持ったコーディネーターが中心となり、相談内容に応じた専門家チームを学校に派遣し、問題の早期解決や教職員の負担軽減を図る。なお、専門家チームの派遣は、年16回を目標とする。
- 3S（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー）の各連絡協議会や事例検討会を年1回以上開催し、互いの専門性の理解と事例を通じた研修により、対応能力や技術研鑽に努める。
- スクールロイヤーを含む専門家チームや「スクールロイヤーによるアウトリーチ型支援」等での学校への派遣で、スクールロイヤーの学校への派遣回数100回以上を目指し、子どもの利益のために法的サポートを行う専門職員である「スクールロイヤー」のイメージの定着化を図る。
- スクールロイヤーを講師とした教職員向けの対応事例研修を10ヵ所以上で実施するほか、相談事案ごとの対応状況・解決状況をまとめ、共有することで、市町村教育委員会、学校現場の教職員の初期対応力の向上を図る。

本事業を実施したことによる成果及び課題

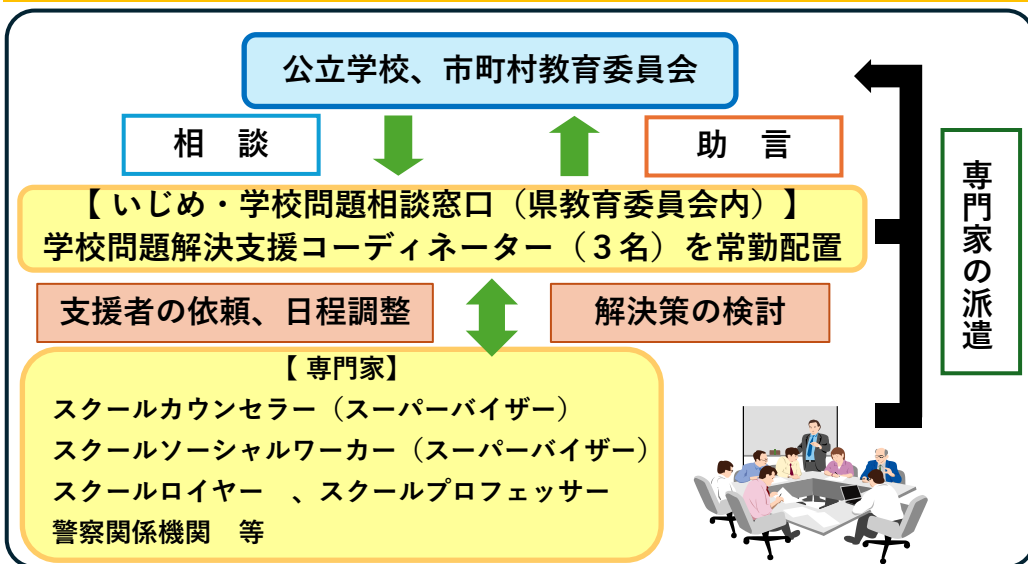
- 専門家の派遣回数は34回となり、学校だけでは解決が困難かつ事案の複雑化もしている傾向にある。
- SC連絡協議会及びSSW連絡協議会を年2回実施し、スクールプロフェッサーからのスーパーバイズを行った。また、SL連絡協議会を年度末に実施し、予防教育における教材研究を行った。加えて、3S（SC、SSW、SL）による事例検討会を行い、各専門家の立場から対応方法について意見を出し合い、協働体制の在り方を再認識できた。
- SL派遣校は22校（22回）、SLによるアウトリーチ型支援は10校、延べ派遣回数26回であった。派遣回数を100回に設定していたが、相談件数は増加したが各事案で解決が困難化することなく収束した事案が多かったこと、アウトリーチ型支援を希望してきた公立学校数が減少したことが要因と考えられる。
- SL活用事業で教職員向け研修を7回、SLによるアウトリーチ型支援事業で事例研修会、初期対応研修会5回の計12回行った。アンケートからは、「研修を通して事案に対し、教職員が一人で抱え込まず、早期に専門家と連携する重要性を再確認することができた。特に、事実を丁寧に積み重ねる聞き取りや、保護者対応における留意点について、実務に大いに参考になった。」との研修成果を得ることができた。

活用した学校からは、解決の一助になったとの評価を得たが、当初学校だけで解決を試みたことで、対応に疲弊した学校から最後の手段として相談が飛び込んでくることもあったため、本事業の効果・成果を共有し、**事案が大きくこじれる前に相談するよう周知し、学校での初期対応や、市町村教育委員会からの公立学校への指導・助言等、一層の対応能力を身につける必要性がある。**

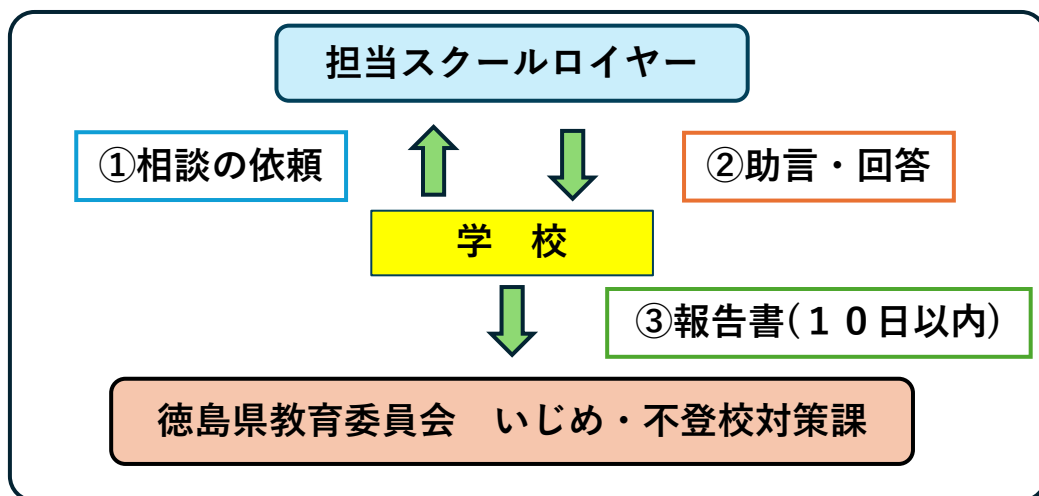
徳島県

事業実施体制図

学校問題解決支援 専門家の派遣



スクールロイヤーによるアウトリーチ型支援（継続的な法務相談）



今後の展望

次年度においても学校問題解決支援コーディネーターを中心に専門家が参画する体制を継続する。

また、本事業について十分な周知につながっていないことから、月初めの周知や取組紹介などにより広報活動と事業活用のハードルを下げていく。

加えて、これまで対応した事案をまとめた事例集を更新し、学校管理職や市町村教育委員会担当課へ配布することで、事案の深刻化を防ぐ。また、学校管理職への実践的な研修やスクールロイヤーによる教職員向け研修を実施する。

問合せ先

徳島県教育委員会 いじめ・不登校対策課

電話番号：088-621-3152

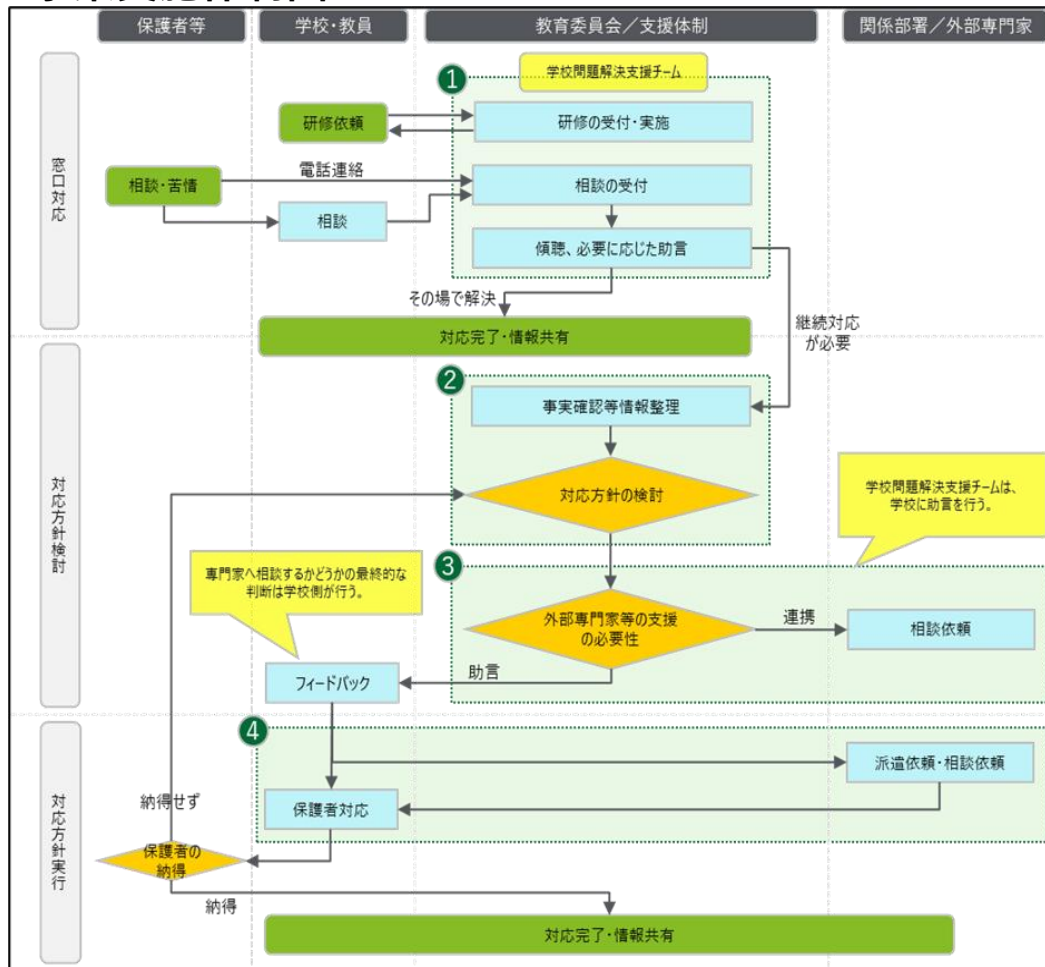
メールアドレス：[i fu taisakuka@pref.tokushima.lg.jp](mailto:i_fu_taisakuka@pref.tokushima.lg.jp)

HP：[https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/soshiki/kyouiku/i fu taisakuka/](https://www.pref.tokushima.lg.jp/kenseijoho/soshiki/kyouiku/i_fu_taisakuka/)



愛媛県

事業実施体制図



学校からの相談に対して支援チームが指導・助言を行う。相談内容については支援チームと県教育委員会とが常に共有し、複合的な課題については県教育委員会が専門家会議を開催し、対応方針を検討する。このような対応により、相談の一貫性と効率性が確保され、限られた専門家資源が効果的に配分された。

今後の展望

(1) 支援体制の拡充と機能強化

女性委員の配置や外部専門家との連携強化により、相談内容に応じた柔軟な対応体制を整備する。

相談対応の記録や判断基準を体系化し、担当者が変わっても安定した支援が可能な持続的運用体制を構築する。

(2) 予防的支援の強化

早期相談・早期対応を促進し、問題の重大化を防止する。

オンライン相談の導入や事例集の作成・活用により、学校の自律的な問題解決力を高める。

(3) 校種別・課題別の専門的支援の充実

小学校では保護者対応力向上に向けた実践的・体験型研修を充実させる。

中学校では不登校対応を中心に、関係専門職と連携した包括的支援を行う。

高等学校では警察等との連携強化による生徒指導支援を推進する。

(4) 保護者への周知と学校への支援強化の両立

リーフレットの改善や学校ホームページ・メディア等を活用し、保護者周知の継続と拡大を図る。

各種研修会等を通じた学校への積極的な周知を行うとともに、相談窓口の多元化や相談事例の紹介により早期相談を促進する。

(5) 継続的な効果検証と改善

相談件数や解決率、教職員の負担軽減効果等をデータで検証する。

PDCAサイクルにより、事業の改善と質の向上を継続的に図る。

問合せ先：愛媛県教育委員会 高校教育課・義務教育課

紹介ページ：URL：<https://ehime-kyoiku.esnet.ed.jp/file/1585>